

西綾瀬町会

地区防災計画

令和7年3月

西綾瀬町会

目 次

1 地区防災計画とは	1
(1) 地区防災計画の目的と位置づけ	1
(2) 地区防災計画の対象、範囲等	1
(3) 地区防災計画の構成	2
(4) 実践と検証	3
2 地区特性.....	4
(1) 地区の成り立ちと現況	4
(2) 地震の被害想定	11
(3) 水害の被害想定	14
3 地震発生時の対応シナリオ	19
(1) 地震発生時の対応シナリオ	19
(2) 地区防災マップ	19
(3) 話し合いによる検討	24
4 水害時の対応シナリオ	31
(1) 水害が予想される場合の防災行動の概要	31
(2) 水害が予想される場合の対応シナリオ	31
(3) コミュニティタイムライン	36
5 西綾瀬町会における平時の備え	38
(1) 事前対策リスト	38
(2) 体制づくり	40
※ 様式・資料編	43
資料 1 様式集	44
参考様式 1 緊急時連絡先一覧表	44
参考様式 2 備蓄品リスト	45
参考様式 3 町会年間スケジュール	46
参考様式 4 防災区民組織名簿	47
資料 2 スマートフォン用防災アプリ「足立区防災アプリ」	48
資料 3 A-メール（足立区メール配信サービス）	48
資料 4 あだち安心電話	49
資料 5 防災無線のテレホン案内	50
資料 6 足立区 LINE 公式アカウント	50
資料 7 東京備蓄ナビ	51

1 地区防災計画とは

(1) 地区防災計画の目的と位置づけ

私たちの住む地域は、建物が密集し、古い建物や木造の建物が点在しており、震災時の倒壊や火災の延焼の危険性が高い地区です。また、震災時に利用できる道路が狭く、身近な広場や公園が不足するなど、東京都の地域危険度などの調査でも地震被害における危険度が高い地域です。

一方で、東日本大震災や熊本地震などの近年の災害においては、地域住民自らによる「自助」、地域コミュニティによる「共助」が、避難行動、避難誘導、避難所運営等において重要な役割を果たしています。

そこで、西綾瀬町会では、自助・共助による地域防災力を向上させ、地区の被害を軽減することを目的に、「西綾瀬町会地区防災計画」を策定しました。

地区防災計画は、災害が起きることを想定し、そのための準備と災害時の自発的な行動を検討し、私たち地区に居住する者が自らつくる計画です。
今後、必要に応じて改定していきます。

(2) 地区防災計画の対象、範囲等

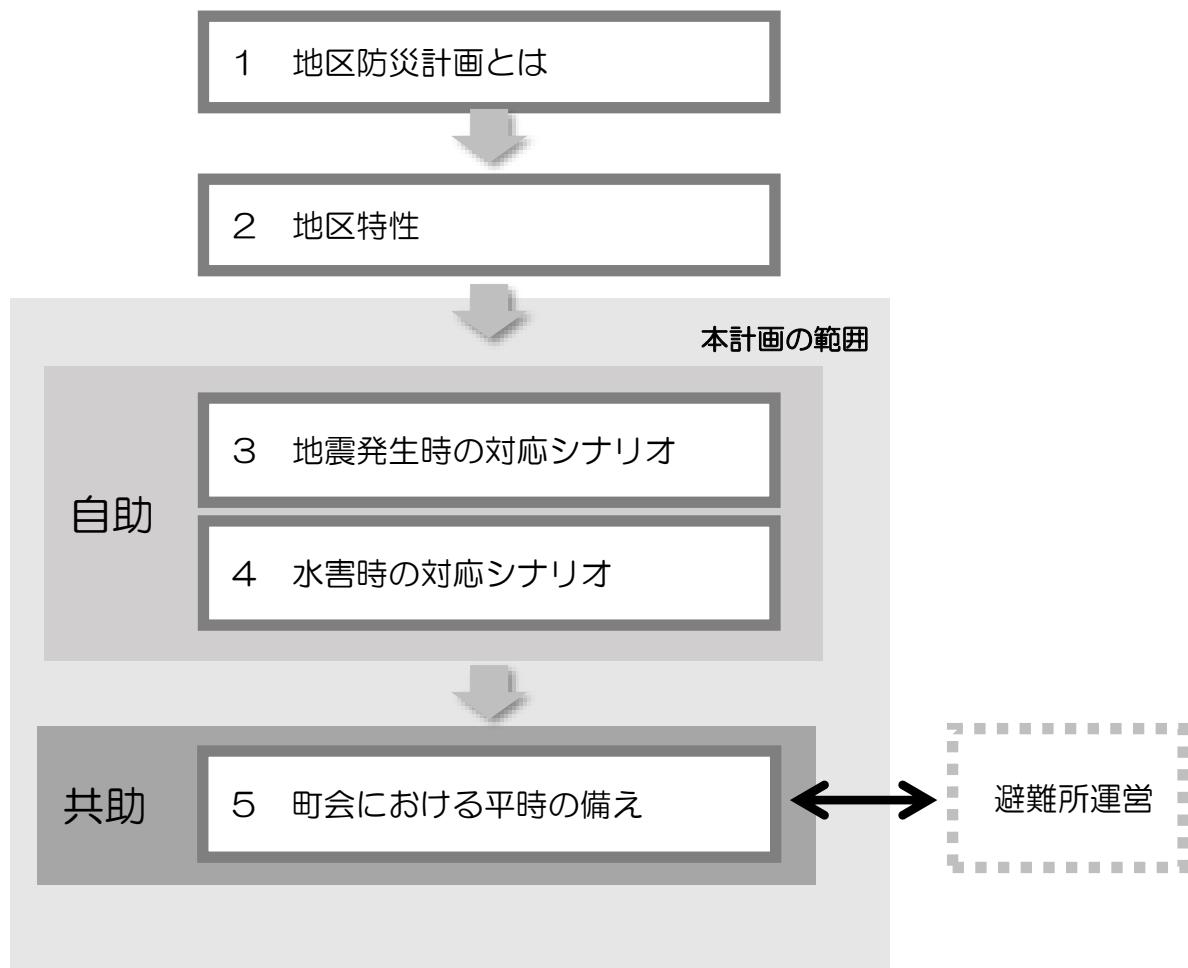
対象とする災害	地震・水害 〔令和6年度は地震に重点をおいて検討 水害についても記載あり〕
対象とする範囲	西綾瀬町会 (第一次避難所、避難場所への避難経路も対象)
対象者	西綾瀬町会の居住者、事業者など町会内にいるすべての人
対象時期	地震；地震発生時～初動活動～避難行動 水害；台風接近時～準備行動～避難行動

(3) 地区防災計画の構成

本計画では、「2 地区特性」で自分たちの地域について知るための資料を整理し、「3 地震発生時の対応シナリオ」、「4 水害時の対応シナリオ」で地域住民自らによる「自助」、すなわち、地震や水害が発生した場合にどこに、どのように避難するかを整理するとともに、当町会の地区防災マップを作成しました。

「5 町会における平時の備え」では、町会及び地区住民等において進めるべき「共助」の考え方、平常時において準備しておく事項等を記載しました。

最後に、資料として情報収集の手段について記載しています。

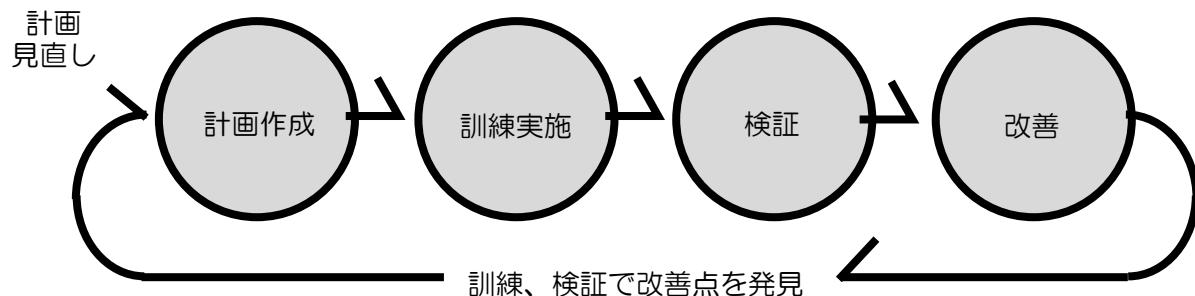


注) 本計画では、地震については、発生直後から、避難するまでの考え方や手順を整理し、避難所を設置したのちの避難所運営は、他の計画（避難所マニュアル等）に従うこととします。

(4) 実践と検証

計画を形骸化させないための取り組みを以下のように行います。

実践と検証の流れ



計画に基づいた防災訓練を行います。

■防災訓練

避難時の訓練	応急訓練	避難後の訓練
<ul style="list-style-type: none">○避難訓練○避難所・避難路・避難場所等の確認○避難経路上の危険箇所の確認○要配慮者の把握	<ul style="list-style-type: none">○初期消火訓練○救急応急措置訓練 (心肺蘇生法・AED 講習等)○防災資機材取扱訓練	<ul style="list-style-type: none">○避難所開設訓練○避難所運営訓練 (給食・給水、情報の収集・共有・伝達、物資配給対応等)

※訓練は、区や消防署、消防団、各種団体や地元企業等と連携したものにすると、より実効性が高まります。



防災訓練の結果について、区職員等を交えて検証を行い、課題を把握して活動を改善します。

- 活動の対象範囲や活動体制(役割分担)を変える必要はないか
- 地区における重要なことに変化はないか

- 長期的な活動予定に変更はないか
- 実際の活動が実体のあるものになっているか
- 防災訓練、備蓄等の事前対策、教育・研修等が十分に行われているか

実践と検証を通じて、計画の実効性を確保します。
必要に応じて、計画の見直し、追加等を行います。

見直した場合は、町会を通じて区に報告するとともに、説明会やチラシ等により地区住民等の皆さんに報告します

2 地区特性

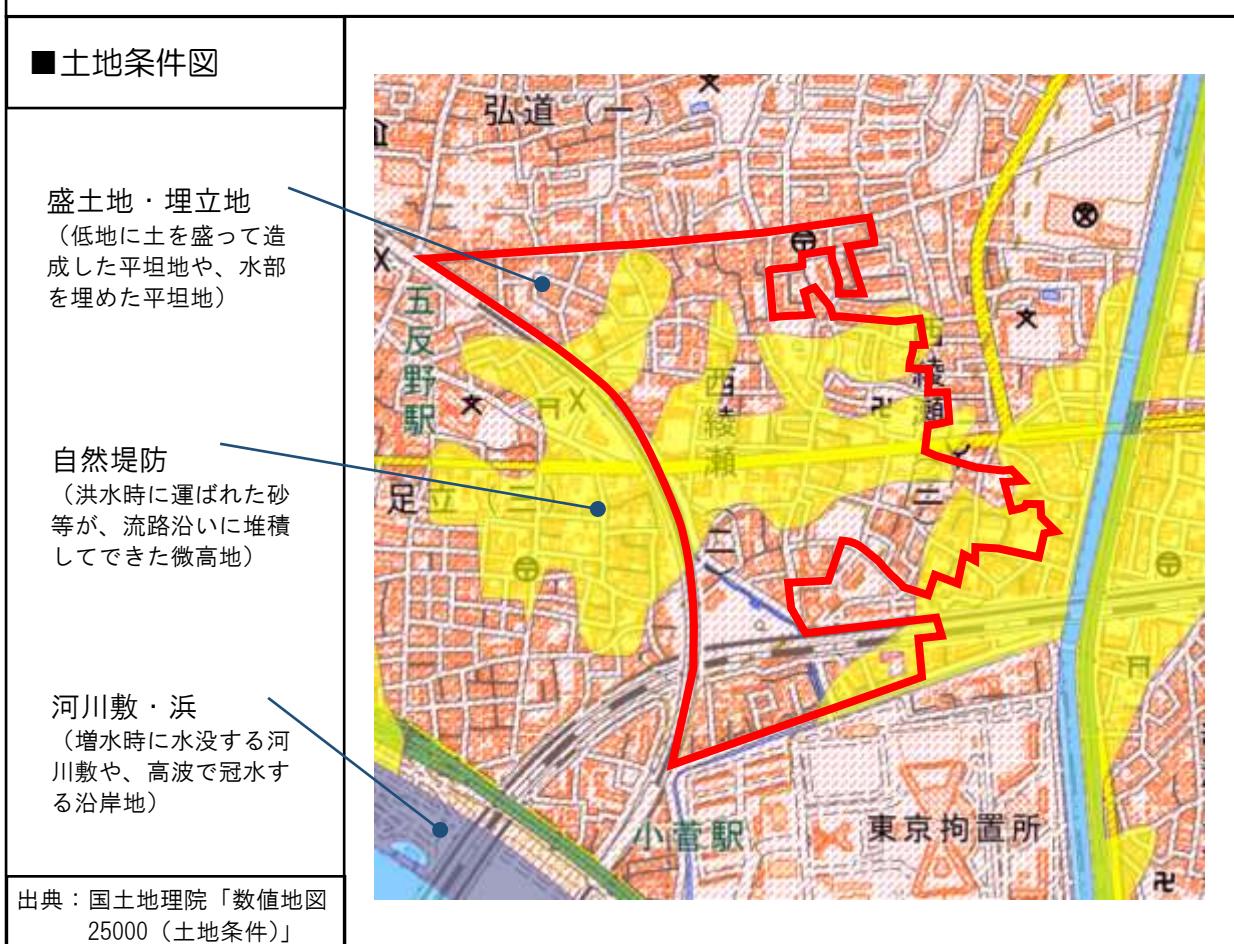
(1) 地区の成り立ちと現況

① 地形

町会の地区内は、低地に土を盛って造成した平坦地や水部を埋めた平坦地である盛土地・埋立地となっており、まわりよりもわずかに高い自然堤防が形成された地域も見られます。

盛土地・埋立地は、軟弱な粘土やシルト※が厚く分布しているため、地震時には揺れやすいとされています。

※シルト：砂より小さく、粘土より粗い破屑物（岩石が壊れてできた破片・粒子）をシルトと言います。



② 人口・世帯数

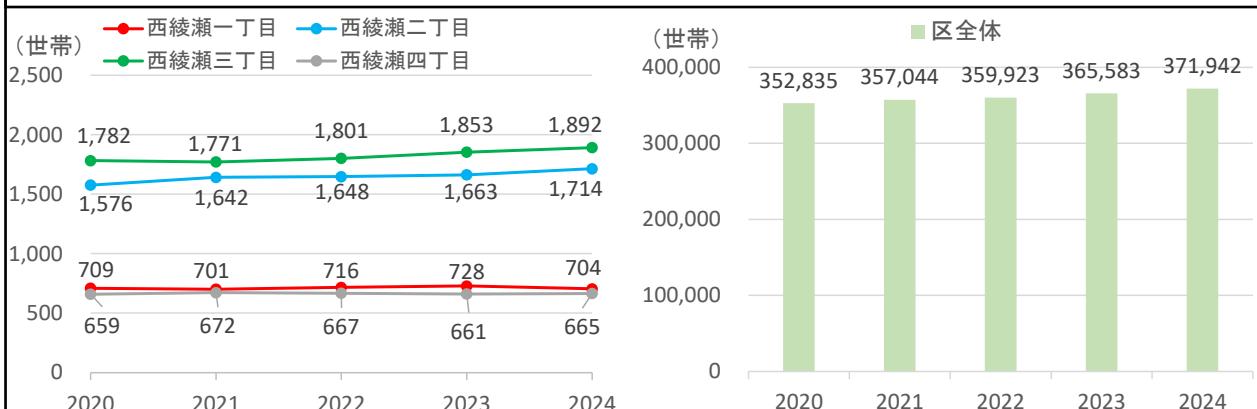
人口・世帯数は、西綾瀬一丁目が人口 1,215 人、704 世帯、西綾瀬二丁目が人口 3,001 人、1,714 世帯、西綾瀬三丁目が人口 3,436 人、1,892 世帯、西綾瀬四丁目が人口 1,250 人、665 世帯となっています。(住民基本台帳、令和6年1月1日現在)

最近5年間の推移を見ると、人口と世帯数は横ばい傾向となっています。

<人口>



<世帯数>

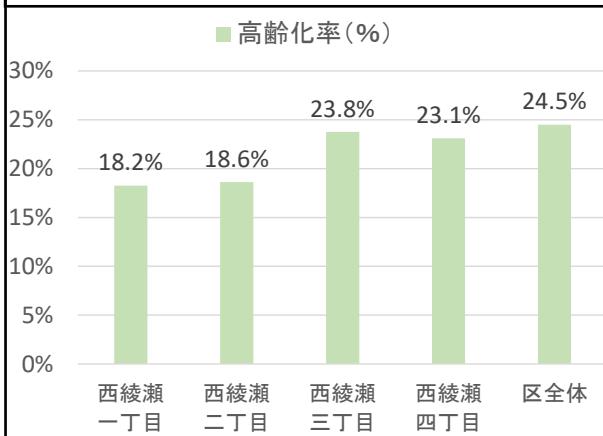


出典：住民基本台帳

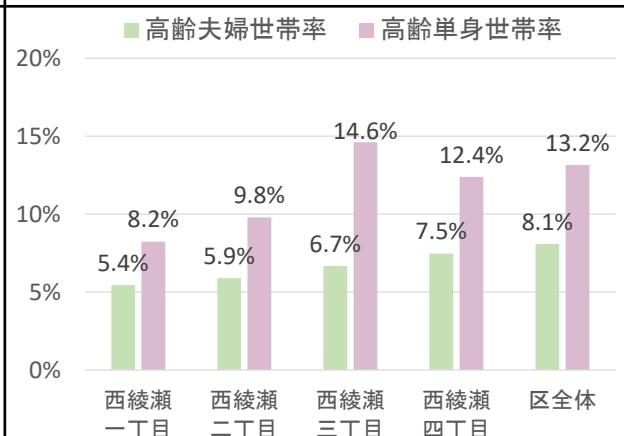
③ 高齢化（65歳以上の人口）の状況

高齢化率（令和2年）は、西綾瀬三丁目で 23.8%、西綾瀬四丁目で 23.1% と高くなっています。高齢単身世帯の割合は西綾瀬三丁目で 14.6% と区全体より高い状況にあります。

<高齢化率>



<高齢者世帯の状況>



出典：令和2年国勢調査

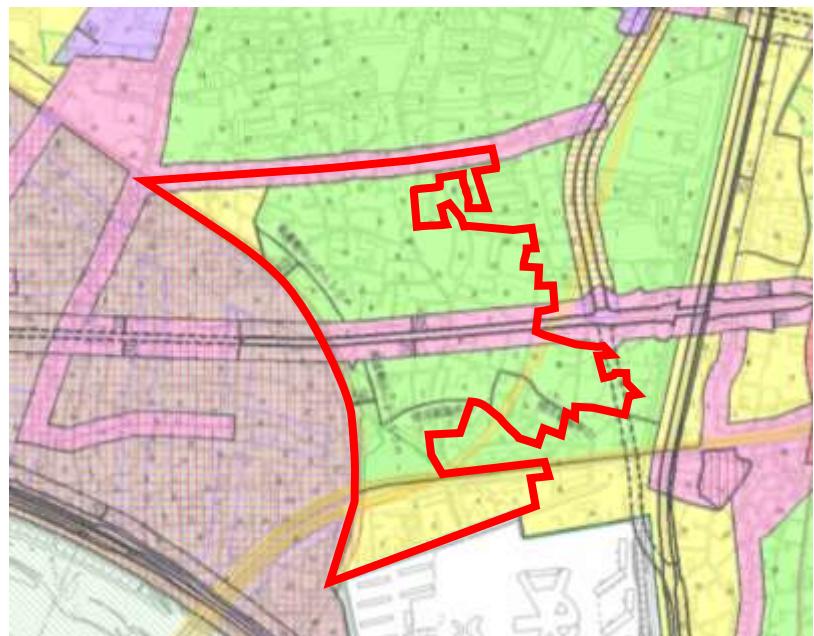
④ 用途地域都市基盤

町会内は、第一種中高層住居専用地域に指定されている地域が多く、一部が第一種住居地域及び近隣商業地域に指定されています。

＜凡例＞

用途地域	
	第一種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域(特別工業地区)
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
区域区分・地域地区等	
	新防火指定

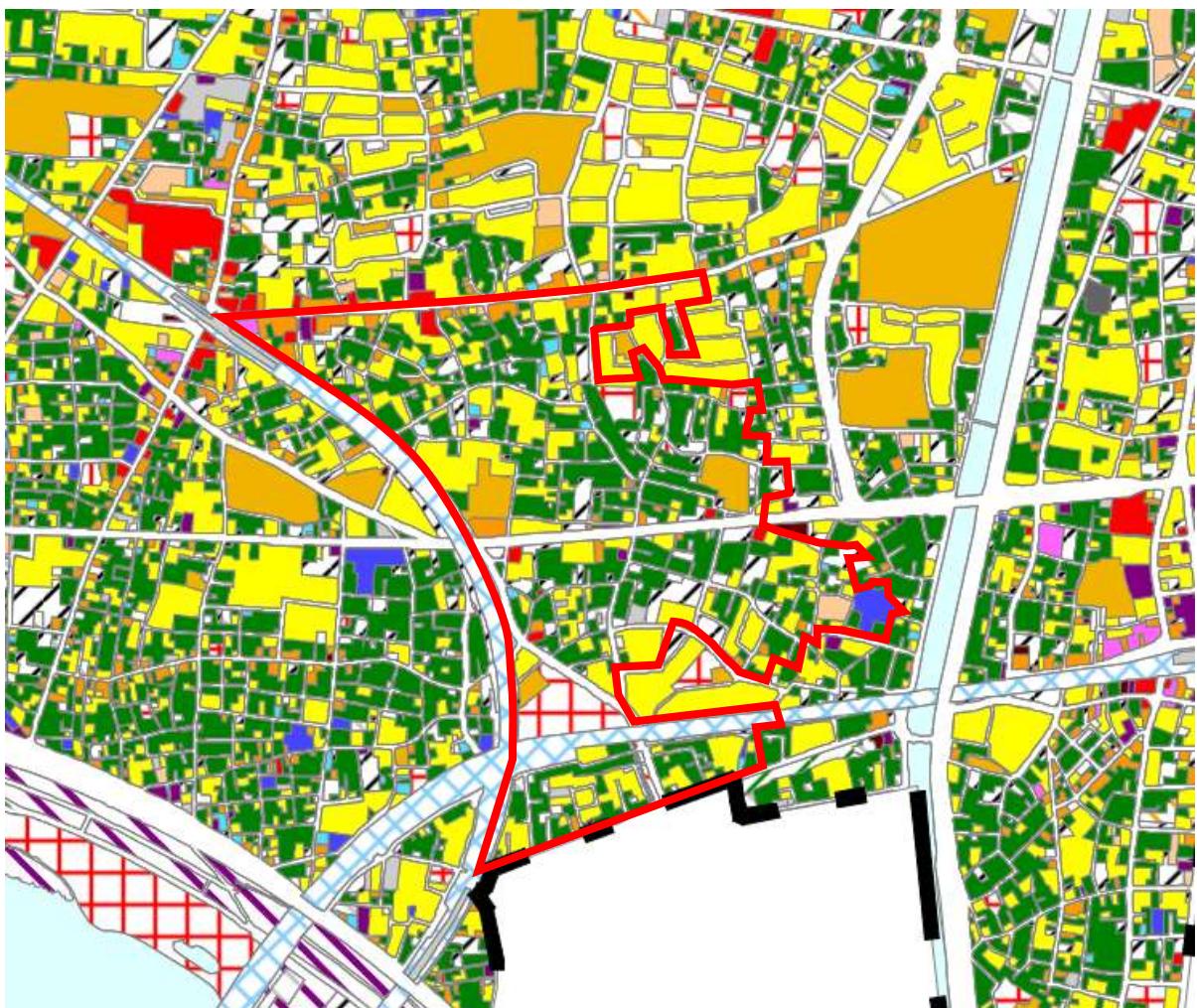
出典：「用途地域等指定図」



- 第一種中高層住居専用地域 : 中高層住宅のための地域。病院、大学、500 mまでの一定のお店などが建てられる。
- 第一種住居地域 : 住居の環境を守るための地域。3,000 mまでの店舗、事務所、ホテルなどが建てられる。
- 近隣商業地域 : まわりの住民が日用品の買物などをするための地域。住宅や店舗のほかに小規模の工場も建てられる。

⑤ 用途別建物現況

建物用途は、独立住宅と集合住宅が多く分布しています。



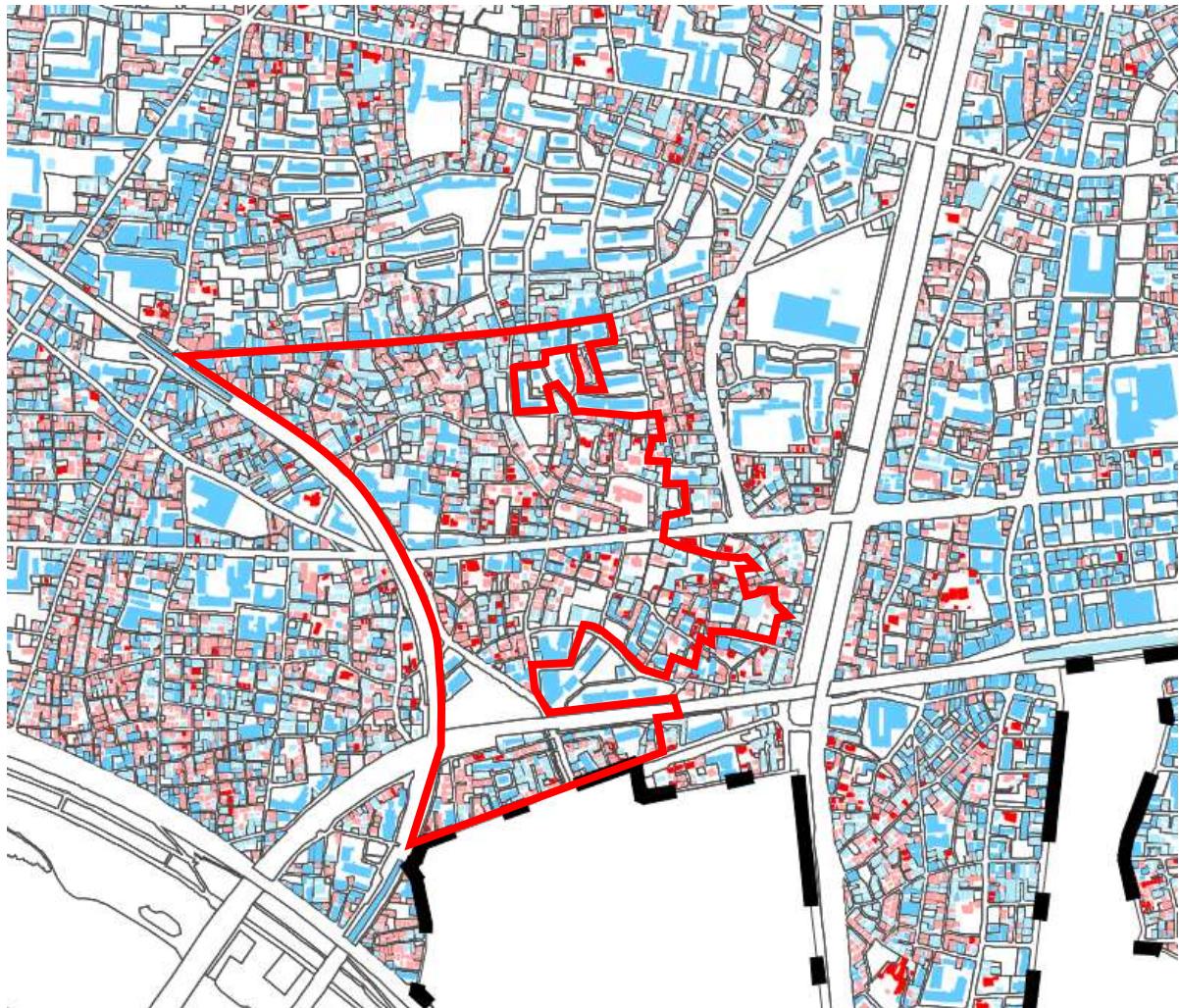
<凡例>

■ 官公庁施設	■ 独立住宅	■ 公園・運動場等
■ 教育文化施設	■ 集合住宅	■ 未利用地等
■ 厚生医療施設	■ 専用工場	■ 道路
■ 供給処理施設	■ 住居併用工場	■ 鉄道・港湾等
■ 事務所建築物	■ 倉庫運輸関係施設	■ 田
■ 専用商業施設	■ 農林漁業施設	■ 畑
■ 住商併用建物	■ 屋外利用地等	■ 樹園地
■ 宿泊・遊興施設	■ その他	■ 水面・河川・水路
■ スポーツ・興行施設		■ 原野
		■ 森林

出典：「令和3年度土地利用現況調査」

⑥ 構造別建物現況

ほとんどの建物が防火造、耐火造になっていますが、木造、準耐火造も散見されます。



<凡例>

■ 耐火造

主要な構造部分（柱・梁・壁・屋根等）が鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、耐火被覆した鉄骨造、れんが造、石造等でできているもの

■ 準耐火造

外壁が耐火造で屋根がコンクリート等の不燃材料でできている、または柱及び梁が不燃材料で外壁及び屋根等が防火造でできているもの、または木造以外で耐火造に属さないもの

■ 防火造

柱及び梁が木造で屋根及び外壁がモルタル、漆喰等の準不燃材料でできているもの

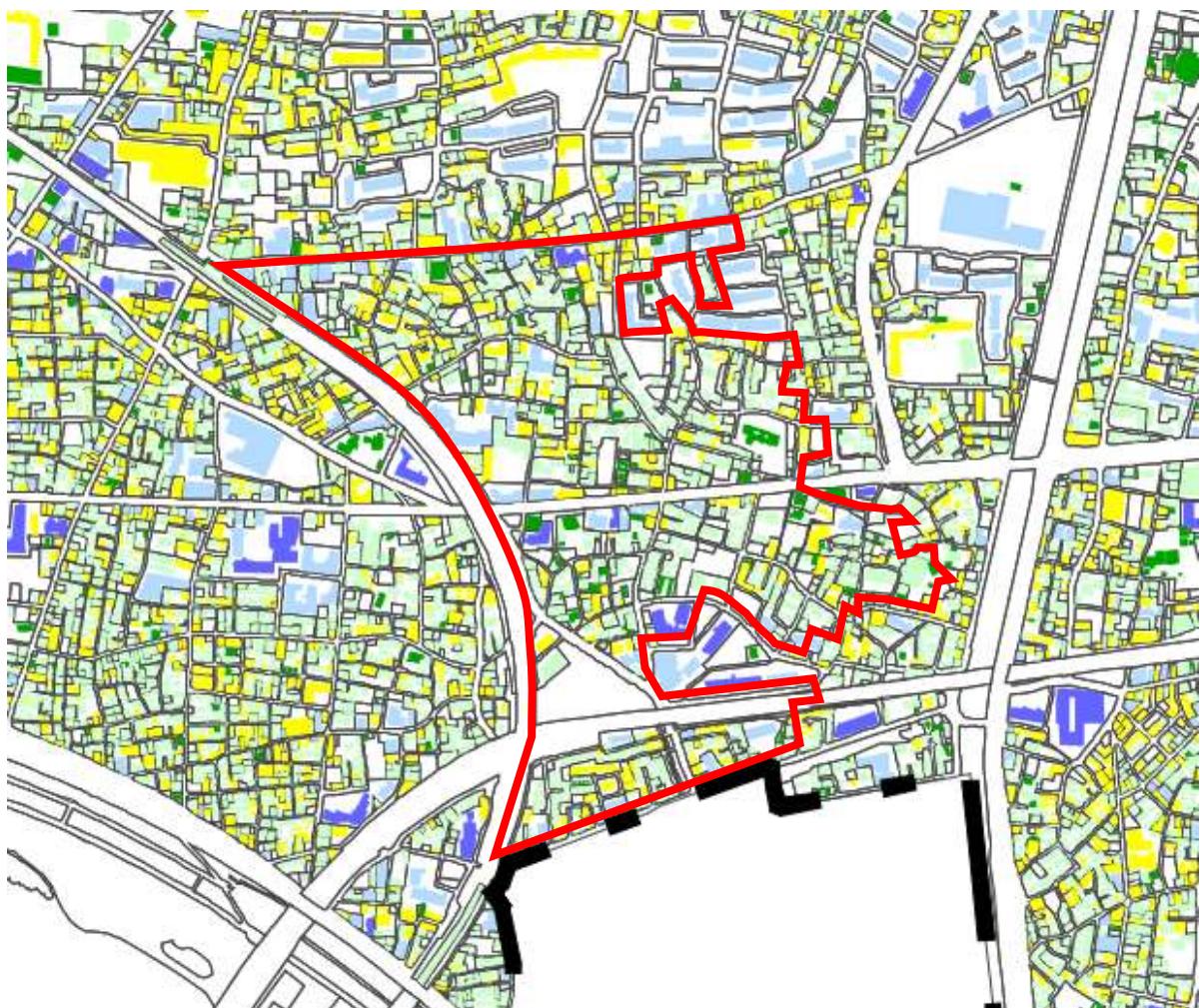
■ 木造

主要な構造部分が木造で上記のいずれの区分にも属さない防火性能の低いもの

出典：「令和3年度土地利用現況調査」

⑦ 階数別建物現況

独立住宅は2階建てが多く、集合住宅は3階建て以上が多くなっています。



<凡例>

■ 1階	□ 中層階（4～7階）
■ 2階	■ 高層階（8階以上）
■ 3階	

出典：「令和3年度土地利用現況調査」

⑧ 都市計画道路の整備状況

補助第 136 号線が町会の中央を東西に整備済みです。また、町会の東側には補助 140 号線が一部を除いて整備されています。

<凡例>

- 整備済
- 事業中
- 計画



出典：「足立区都市計画図」
(令和 6 年 4 月現在)
下地図は国土地理院地図を使用

⑨ 細街路の状況

町会内には、幅員 4m に拡幅すべき細街路が残っています。

<凡例>

色	細街路の種類
■	幅員 4m 以上ある路線
■■■	幅員 4m に拡幅すべき路線
···	幅員 4m を超え 5m 未満で 拡幅すべき路線
■■■■	幅員 4m で築造すべき路線
··· ···	幅員 5m を超え 6m 未満で 拡幅すべき路線
■■■■■	幅員 6m に拡幅すべき路線



出典：「細街路路線図」(あだち地図情報
提供サービス)

(2) 地震の被害想定

① 首都直下地震の被害想定の概要

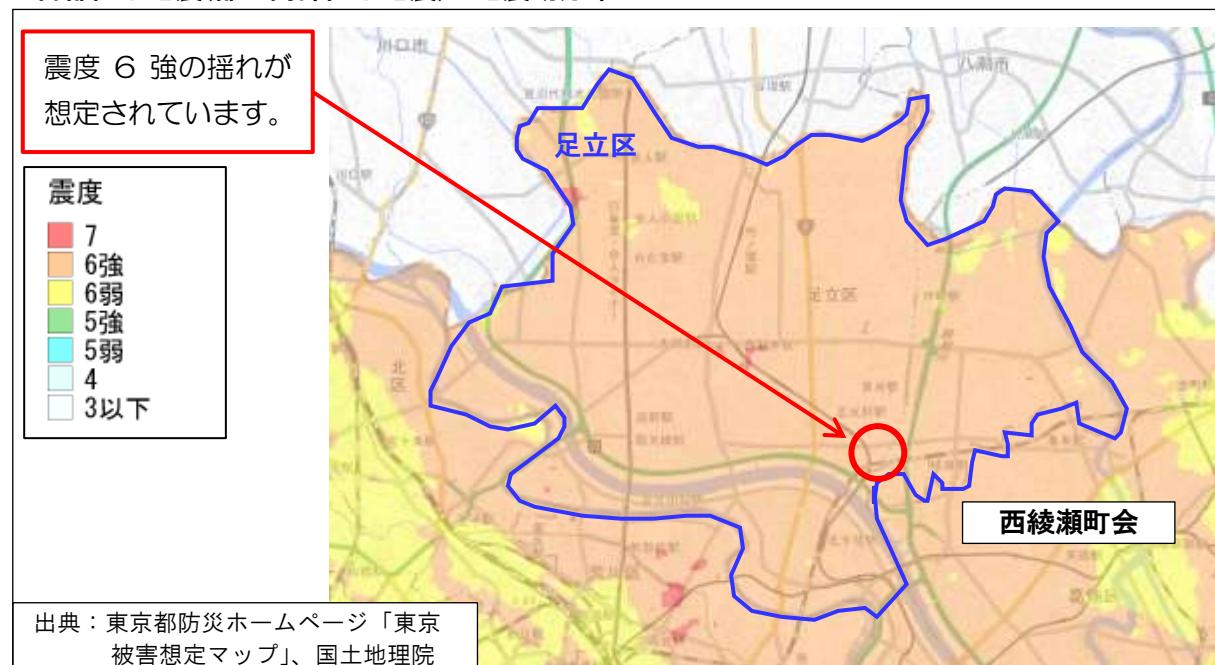
南関東地域における首都直下地震（マグニチュード 7.3 規模）の発生確率は、今後 30 年以内に 70%といわれています。

■首都直下地震(都心南部直下地震)における足立区の被害想定 (M7.3、冬の夕方、風速 8m/秒)

被害区分	被害の規模	参考
死者	795 人	区の夜間人口の 0.11%
負傷者	8,507 人	〃 1.2%
建物全壊	11,952 棟	区の全建物棟数の 8.2%
建物焼失	13,546 棟	〃 9.3%
避難者	286,932 人	区の夜間人口の 41.3%
帰宅困難者	44,303 人	区の昼間人口の 7.3%

出典：東京都「首都直下地震等による東京の被害想定」（令和 4 年 5 月 25 日公表）

■首都直下地震(都心南部直下地震)の地震動分布



■建物全壊棟数

最大で20~50棟の全壊が想定されています。

<凡例>

全壊棟数(棟)
100 -
50 - 100
20 - 50
10 - 20
1 - 10
0 - 1
0

(250m四方あたりの棟数)



出典：東京都防災ホームページ「東京被害想定マップ」、国土地理院

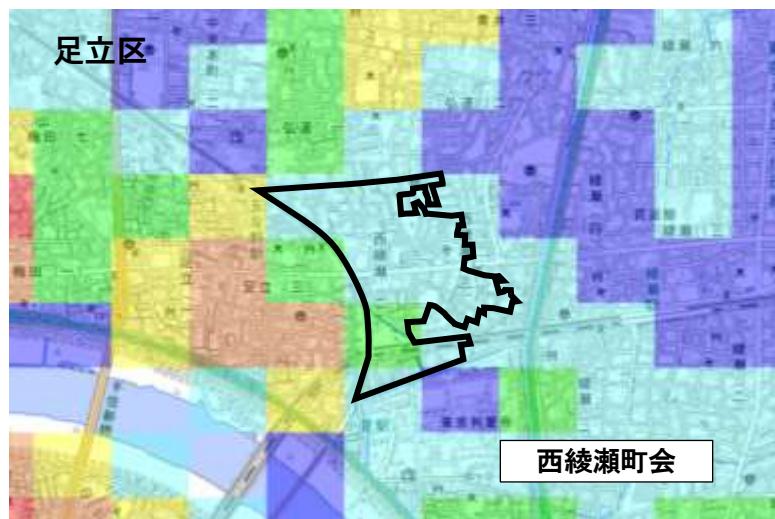
■建物焼失棟数

ほとんどの地域で1~10棟、一部で10~20棟と想定されています。

<凡例>

焼失棟数(棟)
100 -
50 - 100
20 - 50
10 - 20
1 - 10
0 - 1
0

(250m四方あたりの棟数)



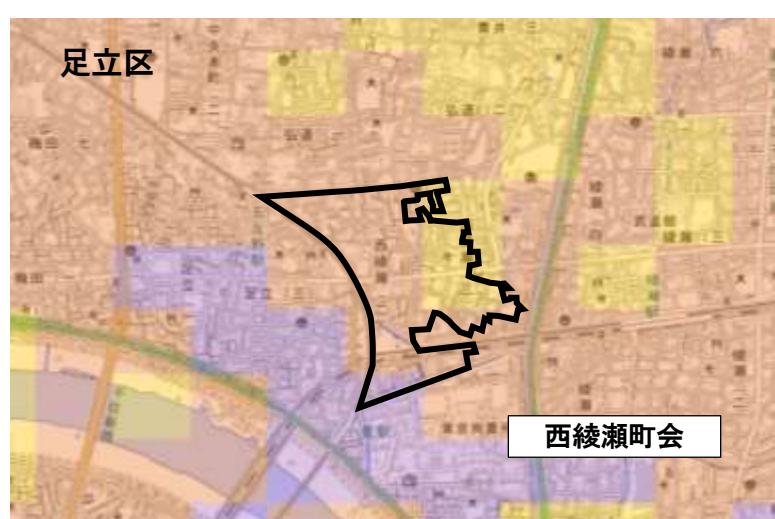
出典：東京都防災ホームページ「東京被害想定マップ」、国土地理院

■液状化危険度

南側の一部で危険度が非常に高くなっています。

<凡例>

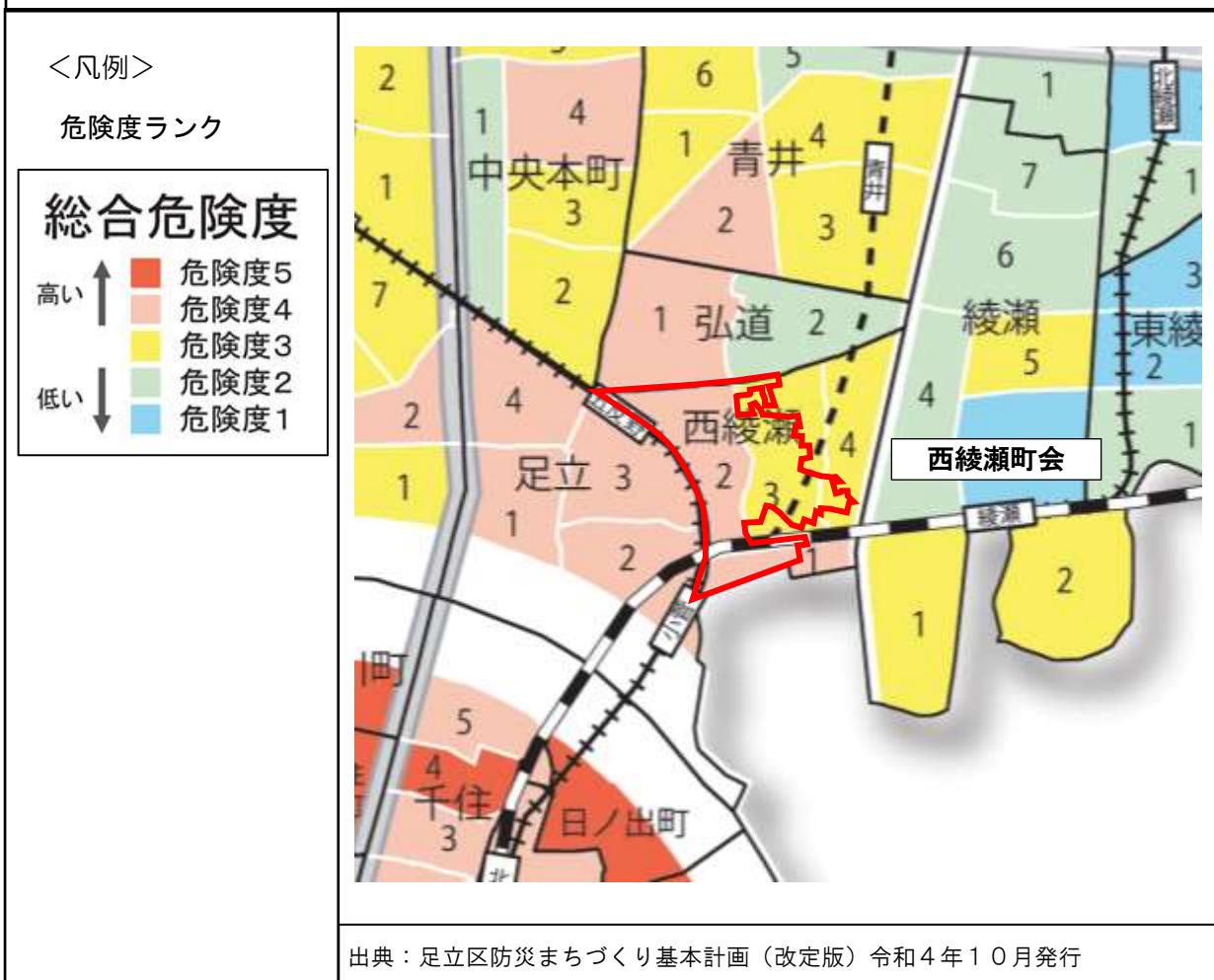
液状化危険度
15 < PL
5 < PL ≤ 15
0 < PL ≤ 5
PL = 0
なし



出典：東京都防災ホームページ「東京被害想定マップ」、国土地理院

② 地域危険度^{*1}

「足立区防災まちづくり基本計画（改定版）令和4年10月発行」によると、この地域は建物倒壊危険度、火災危険度、災害時活動困難度を考慮した総合危険度^{*2}について、西綾瀬1丁目及び2丁目が危険度4、西綾瀬3丁目及び4丁目が危険度3となっています。（都内5,192町丁目の中で総合危険度が、西綾瀬1丁目は230位、西綾瀬2丁目は225位、西綾瀬3丁目は517位、西綾瀬4丁目は1,132位）



*1 地域危険度は、都内の町丁目の地震に対する危険性を比較するため、特定の地震を想定するのではなく、全ての町丁目直下の地盤で同じ強さの揺れが生じた場合の危険性を測定しています。

*2 総合危険度とは、区民の皆さんのまちの地震の危険性を分かりやすく示すために、地震の揺れによる建物倒壊や火災の危険性を1つの指標にまとめたものです。

(3) 水害の被害想定

当町会において、河川氾濫による水害が想定される河川として、荒川、利根川、綾瀬川、芝川・新芝川があります。

① 荒川が氾濫した場合

■最大浸水深

全域で3m以上、最大で5m以上の浸水が想定されています。早期立ち退き避難が必要な区域です。



■浸水継続時間

1日以上1週間未満浸水が継続すると想定されています。



② 利根川が氾濫した場合

■最大浸水深

3m以上 5m未満の浸水区域と想定されています。早期立ち退き避難が必要な区域です。



■浸水継続時間

3日以上 1週間未満浸水が継続すると想定されています。



③ 綾瀬川が氾濫した場合

■最大浸水深

0.5m未満または0.5m以上3m未満の浸水が想定されている地域があります。



■浸水継続時間

一部の地域で、1日以上3日未満浸水が継続すると想定されています。



④ 芝川・新芝川が氾濫した場合

■最大浸水深



■浸水継続時間



3 地震発生時の対応シナリオ

(1) 地震発生時の対応シナリオ

地震が発生してから、まず自分の身を守り、その後状況に応じて一時集合場所へ避難、さらに避難場所へ避難するなどの対応シナリオとともに、その際の行動の目安をP20、21に整理しています。

(2) 地区防災マップ[°]

防災に関する地域の資源、要注意箇所等を「地区防災マップ」としてP22、23に整理しています。

地震発生時の対応シナリオ

【一時集合場所】

五反野コミュニティ公園

一時集合場所は、町会・自治会単位で一時的に集合して様子を見る場所です。



一時集合場所には次の役割があります。

1)二段階避難において

- ①情報伝達や各種連絡の場
- ②近隣相互の助け合いや安否確認
- ③警察・消防等の指示のもとで避難場所へ避難

2)延焼火災の危険がない場合において

- ①地域内における初期消火や救出救護活動などの拠点

【避難場所】

都立江北高校一帯 荒川北岸・河川敷緑地一帯

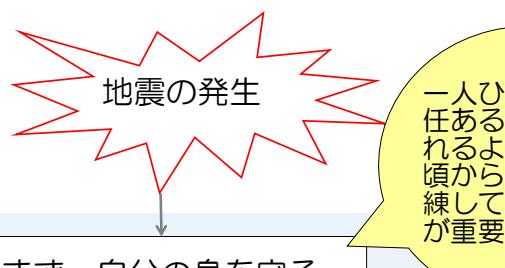
避難場所は、大地震時に発生する延焼火災やそのほかの危険から、身の安全を守るために必要な広さなどがある大規模な公園・広場等が指定されています。



【第一次避難所】

弘道小学校 足立小学校 江北高校

第一次避難所は、自宅に居住できなくなった被災者が一時的に生活する場所です。



まず、自分の身を守る

各自まわりの状況を確認しましょう

危険が少ないと判断

火災の危険があると判断

火災の危険があり、
一時集合場所に行けない

一時集合場所に集まる

地域での助け合い

火災の危険がなく、
一時集合場所が安全

火災の危険があり、
一時集合場所が危ない

一時集合場所で待機

避難場所に避難

火災の危険がなくなる

家に被害があるか確認

被害がない

被害があり生活できない

家に戻る・在宅避難

第一次避難所に避難

ひとりが責
行動がと
うに、日
準備や訓
おくこと
です。

火災の発生に、 細心の注意を はらいましょう

当地区は、家屋が密集し、一度火災が発生すると、町内一帯に延焼する危険性が高い地域です。火災には特に注意しましょう。

火が小さいうちに消火器やバケツ、毛布などで消火

ブレーカーを落とす

ガスの元栓を閉める

‘震度5強’以上で分電盤
ブレーカーを強制遮断する
「感震ブレーカー」を設置

しましょう。足立区では
設置助成を行っています。

東京ガスでは、震度5
以上の場合にガスマーテ
タが自動的にガスを遮
断しますが、元栓は閉
めるようにしてください。

いつき 日頃から、一時 集合場所に至る 複数の避難経路を確認しておく

当地区は、家屋が密集するとともに、狭い道路が多くなっています。ブロック塀や建物倒壊によって、通れなくなる場合があるため、複数の避難経路を確認し、平常時に歩いてみておくことが重要です。



落ち着いて行動 しましょう

火災は一気に燃え広がることは 없습니다。
落ち着いて行動するようにしましょう。
避難時の服装などに注意しましょう。
・ヘルメット、防災ズキン、帽子
・動きやすい服装、軍手
・履きなれた底の厚い靴
・夜間の懐中電灯



いつき 避難する時に、 隣近所に声を かけましょう

避難するときには、近所の高齢者、妊婦の方、小さな子どもがいるお宅などに、ひと声かけましょう。ひと声かけた情報（返事がなかった、不在だった、下敷きになった人がいる可能性など）は大切な情報になります。
一時集合場所にみんなで情報を持ち寄りましょう。



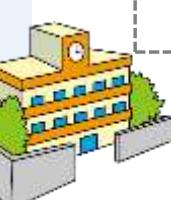
みんなで助け合って救出活動を行います。

ケガや危険を伴うので、救出活動は複数で行うようにします。柱や梁に挟まれた人を見ついたら、皆で声をかけて助けます。意識があるかどうか確認し、励ますことも重要です。また、救出用資機材の保管場所も確認しておきましょう。



【福祉避難所（第二次避難所）】

第一次避難所での生活が難しい要配慮者の方々のため、必要に応じて介護サービスなどが確保される場所です。福祉避難所へは、必要に応じて足立区が移送します。



地区防災マップ

[西綾瀬町会]





避難場所

都立江北高校一帯

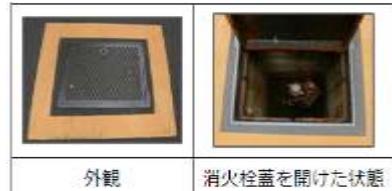
2024年10月現在

凡例

- 消火器
- 消火栓等
- 防火水槽等
- ▼ 揭示板
- ★ 消火資機材の保管場所
- AED AED設置場所

消火栓

水道本管に直結する方法で、消防車両に消防用水を供給する施設。町会内にあるスタンドパイプを結合し、放水できる。



防火水槽

防火のために地下等に貯水してある水槽(写真左)で、ポンプで吸い上げて消火に利用する。地震時、消火栓の配管が壊れ、使えなくなった際にも有効。町会内にあるD級ポンプ(写真右)等を使用し、揚水・放水できる。



※この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図(令和3年度DVD版)を使用したものである。

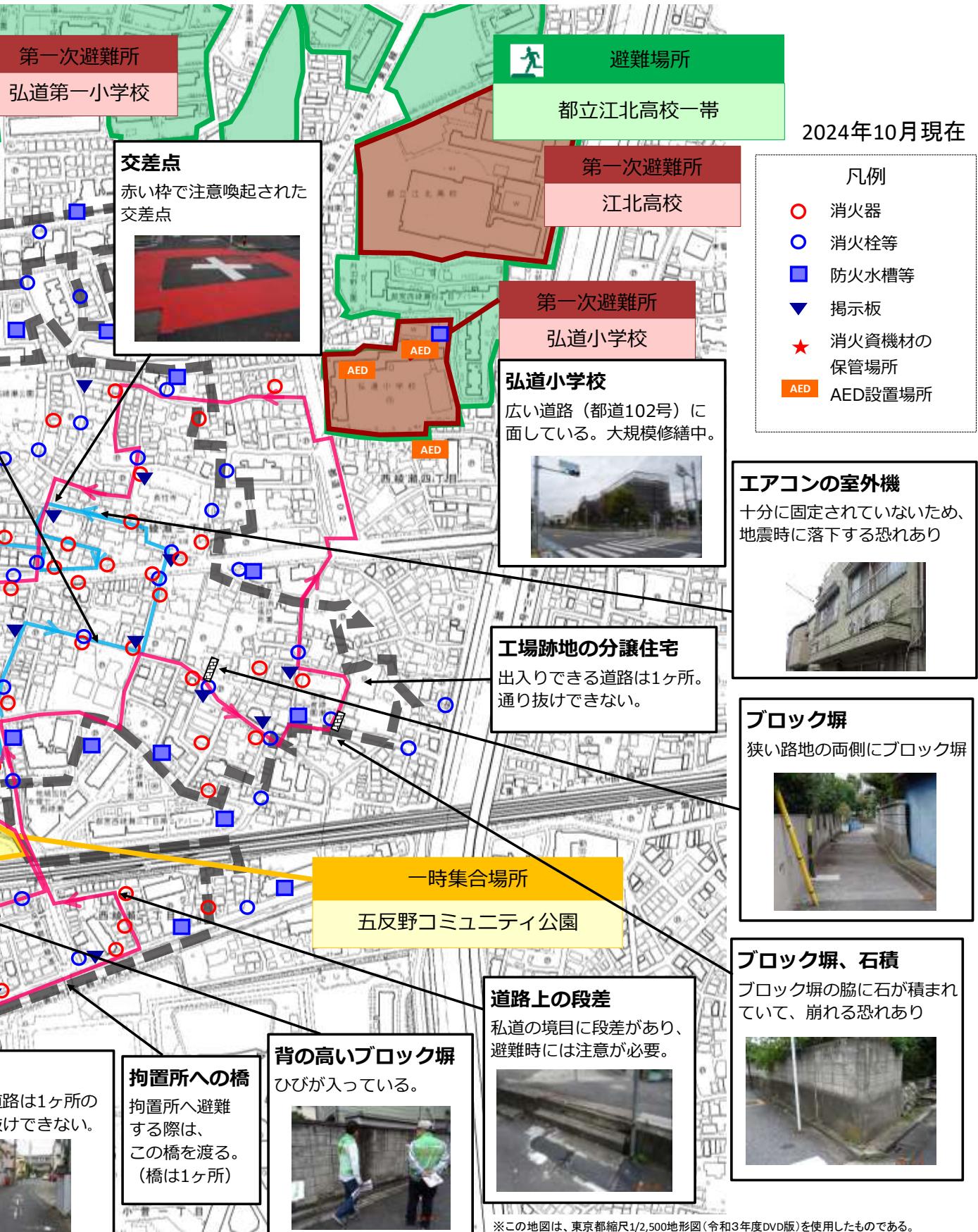
(3) 話し合いによる検討

① 防災まち歩き

地震が起きた時のことを想定しながら、まちの中の危険なところや、災害時に役立つ施し（2024年10月26日実施）、その結果をマップにまとめました。（矢印は実際に



広場や防災・備蓄倉庫などの資源、要注意箇所等を探す「防災まち歩き」を2班に分かれて実歩いたルートを示します。)



② 地区の課題と対応策

本計画の作成にあたっては、ワークショップを行った結果、次のような地区の課題や意見が出され、その対応策を本計画に盛り込むこととしました。

■地区の課題と対応策

課題（意見含む）	対応策
<p>○一時集合場所について</p> <ul style="list-style-type: none">・基本的には弘道小学校に行く。五反野コミュニティ公園に集まるという意識はない。・五反野コミュニティ公園は五反野駅の辺りからは遠く、町会の外れなので集まりにくい。・エリアを区切って集合場所を決めないと、全員が五反野コミュニティ公園というのは無理がある。・五反野コミュニティ公園は足立東町会の一時集合場所にもなっている。 ・東京拘置所を一時的な集合場所として使ってよいのであれば、防災マップにも入れておいた方がよい。	<ul style="list-style-type: none">・一時集合場所は一時的に身を寄せる場所であり、必ず集まらなければいけないというものではない。直接、第一次避難所へ行ってもよい。 <p>【区】足立区との協定により、大規模災害発生時の緊急避難場所の提供と地域住民等の受け入れが可能であることを防災マップに記載した。</p>
<p>○第一次避難所について</p> <ul style="list-style-type: none">・弘道小学校と足立小学校のどちらに避難するか、地域区分は特に決まっていない。近い方、行きやすい方に行く。足立小の方が設備がよい。・町会が避難所運営組織に参加しているのは弘道小学校のみで、足立小学校の方は運営組織には入っていない。足立小の運営組織にも加わってくださいとの要望は出ているが、重複して2つの避難所に人員を出すのは難しい。・現実的には西綾瀬から足立小の方に行く人は絶対発生すると思う。・避難所には実際に区の職員は来るのか。・避難所運営をする時にどういう問題が発生しているかということがわからない。・避難所運営に関する集まりはたまにあるが、実際の避難訓練はここ数年やっていない。コロナで実施できなかった。・避難訓練も訓練のためのイベントになっていてあまりリアルさがない。	<p>【区】水害時は区の職員が開設することになっている。ただ、地震の時は水害の時のように準備ができず、職員もすぐには集まれないため、地元の避難所運営本部の方に開設をお願いしている状況である</p>

課題（意見含む）	対応策
<ul style="list-style-type: none"> ・都立高校も開放するという話になっていると聞いたが、江北高校はどうなっているのか。 ・江北高校の方が広くて新しい。避難するには安全である。 ・江北高校に逃げ込んだとして、誰がどのような運営をするのか。 ・一度、西綾瀬町会の人に対して江北高校の説明をしてもらえるとよい。 ・令和元年度台風で避難所を開けた時は、毛布を持って来てくれ、食べ物はないか等、お客様気分の人が多くいた。区の職員や消防団やお巡りさんが何とかしてくれると思っている。 ・みんなが避難しているから来たという人が多かった。 ・たまたまこのエリアに来ている人が被災した時は、どうなるのか。 	<p>【区】東京都と高校を開放してもらうような協定を結んでいる。</p> <p>【区】江北高校の開設・運営の手順は、避難所運営会議に地域の方（弘道二丁目町会、綾瀬四丁目自治会、弘道二丁目五月自治会、弘道二丁目梅の自治会）が入っていて、今年度も現地確認や避難所運営訓練を行っている。開設には、西綾瀬町会では特に関与しなくても大丈夫である。ただ、東京都の施設なので、備蓄の置き場所等について区の要望を聞いてもらうのは難しい。備蓄は建物内でなく、外の公園に置いてある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所に行っても基本は自助だということを周知する。 <p>【区】発災した時に、地域の中でも若い人や体力のある人に、いかに避難所の運営にご協力いただけるかが大事である。</p> <p>【区】そういう方が避難所に来た場合には、避難所で受け入れてもらうしかない。</p>
<p>○地震時の避難について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災の危険が迫ったら都立江北高校一帯へ避難することになっているが、そこに行くまでが危険ではないか。コミュニティセンターにいた方が周りの建物から離れているので安心かなと思う。 ・東京拘置所の施設は町会と接している。なので、地震の時は近い人はそこに避難できるとよい。有事の時なので、貸さないということはないと思う。法務局なので管轄が違うとは思うが、実際、門扉の鍵は隣接する町会長が持っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・火災がどちらから来るかにもよるが、身を守ることを第一として、状況に応じて判断する。 <p>【区】東京拘置所と足立区及び葛飾区で協定を結んでおり、足立区からの協力要請により、大規模災害発生時の緊急避難場所の提供と地域住民等の受け入れが可能である。</p>

課題（意見含む）	対応策
<p>○水害について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水害の観点では川に近い弘道小学校には避難しあくないという心情が生まれる。 ・現実問題、弘道小学校に避難した時に、雨で綾瀬川があと数センチで危なかったということがあった。逃げた先の弘道小学校が一番危なかった。 ・垂直避難と言う意味では、弘道小学校は高さがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に避難所以外への分散避難（在宅避難、縁故等避難）についても検討する。
<p>○備蓄について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害が起きたら、町会が備蓄しているものを配る。それで、公助は 72 時間は機能しないということだが、足立区の備蓄はどこにあるかを我々は知らない。それを公開して町会に対して開放しないと、72 時間は宝の持ち腐れになる。 ・例えば、通信障害が起きた場合、車で区役所まで行き、3 日待たずに自発的に備蓄をもらうことはできるか。 	<p>【区】備蓄は、まず避難所である各小中学校に避難者のために 1 日分準備されている。足立区全体で考えるとまだ 3 日分はないが、これから令和 9 年度までに 3 日分を準備する計画を立てた。足立区内の 6ヶ所の備蓄倉庫に 3 日分を貯めたいと考えている。</p> <p><u>足立区内備蓄倉庫</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保木間備蓄倉庫 (保木間三丁目 33 番 1 号) ・千住桜木備蓄倉庫 (千住桜木二丁目 17 番 4 号) ・興本備蓄倉庫 (興野一丁目 1 番 10 号) ・大谷田備蓄倉庫(大谷田 1 丁目 1 番 1 号) ・舎人備蓄倉庫 (入谷六丁目 2 番 11 号) [東京団地倉庫（株）足立事業所内] ・第二舎人備蓄倉庫 (舎人六丁目 10 番 11 号) <p>【区】今のところ、そこまで計画が追い付いていない状況である。いただいたご意見を計画に反映できるように検討したい。</p>

課題（意見含む）	対応策
<ul style="list-style-type: none"> そもそも避難所の定員はどうなっているのか。何人避難することを想定して1日分か。 このエリアの世帯人数は何人で、弘道小学校に何人分の備蓄がある、対比として何%くらいがあるというのを教えてもらいたい。 避難所に行けば物資があると思って避難する。実際はないのであれば、じゃあ自前の備蓄を持って行かないといけない、となると思う。現状はこれしかない、ということを伝えないといけない。 まずは自助で自分で何とかすることが重要であるということをしっかりと伝えるようにしないと、勘違いする人が多いと思う。 町会単位で準備できるものとして、例えば町会員が何名だから、水は何リットルが目安等と示してもらうと準備しやすい。 3日間の備蓄はパッケージ化するとどのくらいの物量になるのか。バッグで背負って持てるくらいの量か。 3日分は家で備蓄するとして、区が推奨する1日分のひな形、バッグも含め、そのまま持つて行けるセットが買えると一番よい。 共助という意味では、各企業でも従業員分の備蓄をしていたりする。休日であれば開放すると言ってくれるところもあると思うので、協力いただけるところをマップに示してもらえるといい。 	<ul style="list-style-type: none"> 弘道小学校、足立小学校及び弘道第一小学校の受入可能人数を防災マップに記載した。 <p>【区】東京都が算出した250m四方の正方形の被害想定を足立区独自で活用し、地域の中でどれだけの方が避難する必要があるか、どれだけの方が自宅に留まるか等を算出することになっている。詳しい解析結果が出た後に皆様にお示ししたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> P38、P45のリストに、水、食料、簡易トイレについて1人当たり1日分、3日分の数量を記載した。 また、資料7に東京備蓄ナビの情報を追加した。 <p>【区】3日分の水9Lを1人で持つのは難しい。1日分は持って来てください、ということを推奨している。</p> <p>【区】要望について備蓄担当に伝える。</p>
<p>○区の体制について</p> <ul style="list-style-type: none"> 足立区はボランティアの受け入れ体制は整っているのか。 	<p>【区】社会福祉協議会と連携し、ボランティア受け入れの開設訓練を行っている。</p>

課題（意見含む）	対応策
<ul style="list-style-type: none"> ・地震の時は難しいが、水害の時には準備ができる。区の職員も避難情報が出たら担当の小学校に集合するような訓練を行っているのか。 ・電子錠が開かなくなった場合も、水害であれば区の職員が開けられるということか。 ・足立区ではドローンはどのくらい持っているのか。 ・避難所等に区の人が来なくても、例えばドローンが下りて来て情報がもらえるだけでも住民は安心すると思う。 	<p>【区】全小学校に割り当てられている職員が毎年1回必ず現地確認を行うようにしている。開設のやり方等もそこで確認し、すぐに行けられるように手順を組んでいる。現地確認の際に地域の方も一緒に参加していただき、開設のやり方等を確認している小学校もある。</p> <p>【区】現地で開け方を確認している。電子錠が使えない時に窓ガラスを割るのはまずいということで、各小中学校にキーボックスを設置するように動いているところである。</p> <p>【区】まだそんなにないが、ドローンの活用もこれから進めいかないといけない。都市建設部にドローンの資格を持っている人がおり、意見を交わしながら進めているところである。</p>
<p>○地区防災計画について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町会に任せる範囲は本当に少なくしていかないと、住民に対して差が出てきてしまうのは明白である。我々はお手伝いレベルのスタンスで考えるべきだし、そういう目で見ていかないと、町会に任せたから終わりとはならない。 ・これは令和7年度の計画になるが、何年か毎に更新していくのか。5年とか10年経てばまた変わっていくと思う。せっかく作るので次の世代に引き継いでほしい。 	<p>【区】この計画は、まずこの地域の浸水のリスクや揺れるリスク等の基本的な情報をまとめた上で、避難行動の手順や、最後の方に町会さんで備蓄しているもの等、代々伝えていっていただきたいことをまとめている。仕事が増えてしまうということではなく、災害が起こる前の平時の備えをしていただきたいという形で作成している。</p> <p>【区】まずは令和7年度版として一度完成させる。何年も経つと情報が古くなってしまうので見直しは必要であり、区としても、どのように見直していくか、内部で検討する。</p>
<p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まち歩きで回ってみて、空き家が多かった。古くなっているので崩れて道をふさいだりするリスクがある。空き家は区で把握しているのか。 	<p>【区】倒壊の危険のある老朽家屋のご相談は、開発指導課の方に相談できる窓口がある。</p>

4 水害時の対応シナリオ

(1) 水害が予想される場合の防災行動の概要

台風等が発生し、水害が予想される場合の避難先の判断方法や避難所でのルールをP32、33に整理しています。

(2) 水害が予想される場合の対応シナリオ

水害が予想される台風等が発生してから洪水に至るまでに発令される避難情報をP34、35に整理しています。

水害が予想される場合の防災行動の概要

三密
対策

分散避難

避難所には多くの方が来ます。三密を避けるため、自宅の浸水リスクを把握し、避難所以外へ「分散避難」ができるか事前に検討をお願いします。

STEP 1 足立区洪水ハザードマップで、自宅の浸水リスクを確認



河川（荒川、利根川、江戸川、中川、綾瀬川、芝川・新芝川）ごとに水害を想定。避難方法を考えるために、まずは自宅や周辺の浸水する危険性を確認しましょう。ハザードマップは、都市建設課、区民事務所で配布しています。

問い合わせ先 都市建設課 企画調整担当

☎ 3880-5349



▲区のホームページでも閲覧可

避難方法の判断ポイント！



浸水深



浸水継続時間

河川ごとに確認！ハザードマップにメモしておこう！

STEP 2 自宅の浸水リスクを踏まえ、避難方法を検討

自宅の「浸水深」「浸水継続時間」を把握して、下記のフローチャートを参考に避難方法を考えましょう。

スタート／

自宅が浸水地域にある

いいえ

はい

自宅に
浸水しない階がある

いいえ

自宅が
「家屋倒壊等氾濫想定区域」
にある

いいえ

はい

自宅が丈夫な建物である
(木造などではない)

いいえ

はい

在宅避難

自宅に留まる。

戸建てなどで浸水する階がある場合は、浸水しない階へ移動

縁故等避難

浸水の恐れがない家族・親戚・知人の家やホテルなどへ、公共交通機関が止まる前に避難

日ごろから親戚や知人に連絡しておく



車移動も早めに！水位が上がってからは洪水に巻き込まれる可能性があるため危険！



避難所への避難

非常用持ち出し品を持ち、風雨が強くなる前に避難

①こんな事情も……

令和元年東日本台風で
決壊した千曲川(長野県)
付近の避難者のうち約5割が、風雨が強く、河川の水位が高い一番危険な時間帯に避難しており、いつ命を落としてもおかしくない状況だった。

高齢者など、一人で避難するのが大変な方が近所にいる場合は一緒に移動



電気・ガス・トイレなどの代替品や、「浸水継続時間」に合わせた必要な量の食料・日用品を用意



不安がある場合は
ためらわず
浸水しない地域へ！

正しい避難行動のためには、最新の情報を入手することも重要です。



いざ
避難

避難所でのルールを守る

必ずルールを守り、避難者同士で助け合い円滑な運営にご協力ください。

開設・受け付け

災害対策本部が避難所開設を決定し、区職員を配備

荒川氾濫が予想される場合、避難所（区立小・中学校など）を一斉開設します。そのほかの河川の場合は気象情報などをもとに判断します。



各施設へ職員5人ずつを配備

避難中

避難所の居室は浸水しない最上階から利用

浸水する階にある体育館や部屋は、受付などで一時的に使用する場合を除き、避難者用の居室には使用しません。



閉鎖

雨が止んでも危険は去らない

令和元年東日本台風は通過後に荒川の水位は上昇し続けていました。区から、避難情報の解除や避難所閉鎖の決定があるまでは、避難所に留まってください。



ペット動物との同行避難

受け付け時にペット登録カードを記入し、ペット動物用居室へ。飼い主とは原則居室が異なります。



世話は
自分で!

避難当日の食料・水の提供は行いません

区の備蓄品は河川が氾濫し、避難の長期化が見込まれる場合に使用します。必ず食料2食分・水、タオルの用意を！



物資の受取りは避難者自身で

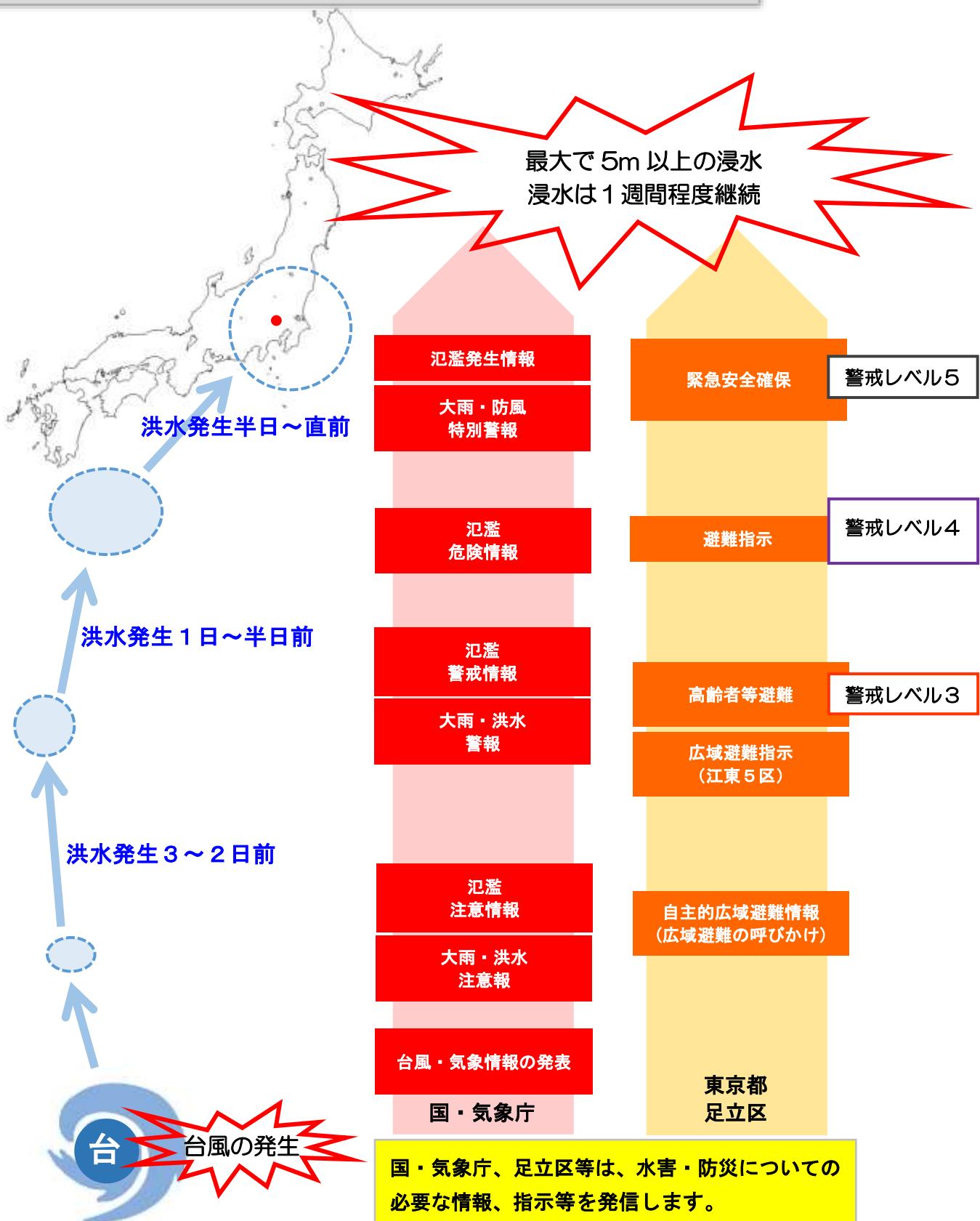
毛布やマットなどの物資は、可能な限り避難者各自で、配付場所まで取りに来てください。

ゴミは各自持ち帰りが原則

使用した部屋の清掃、毛布等の返却にもご協力をお願いします。



水害が予想される場合の対応シナリオ

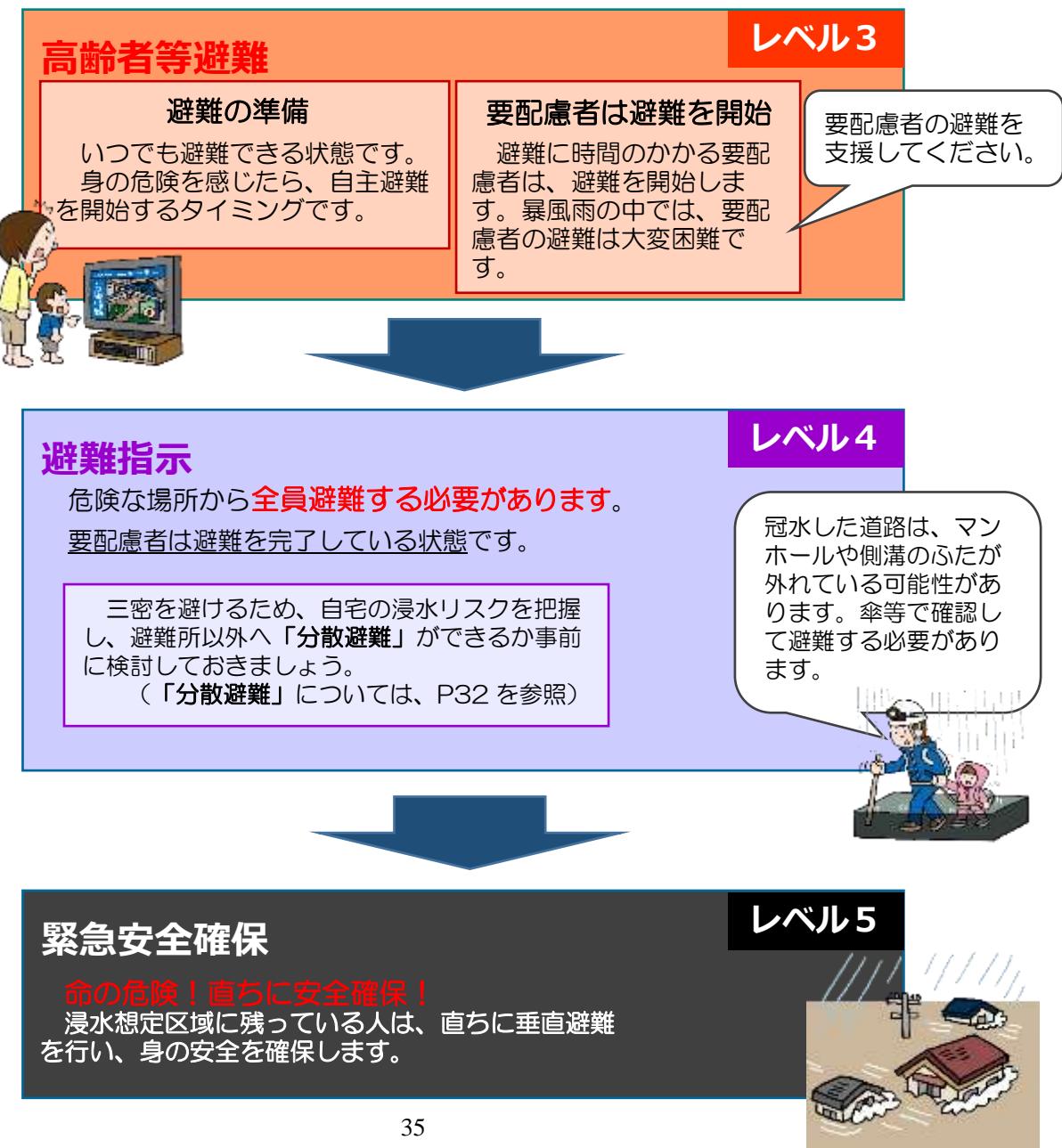


■水位変化・危険レベルと足立区の体制



■避難情報について

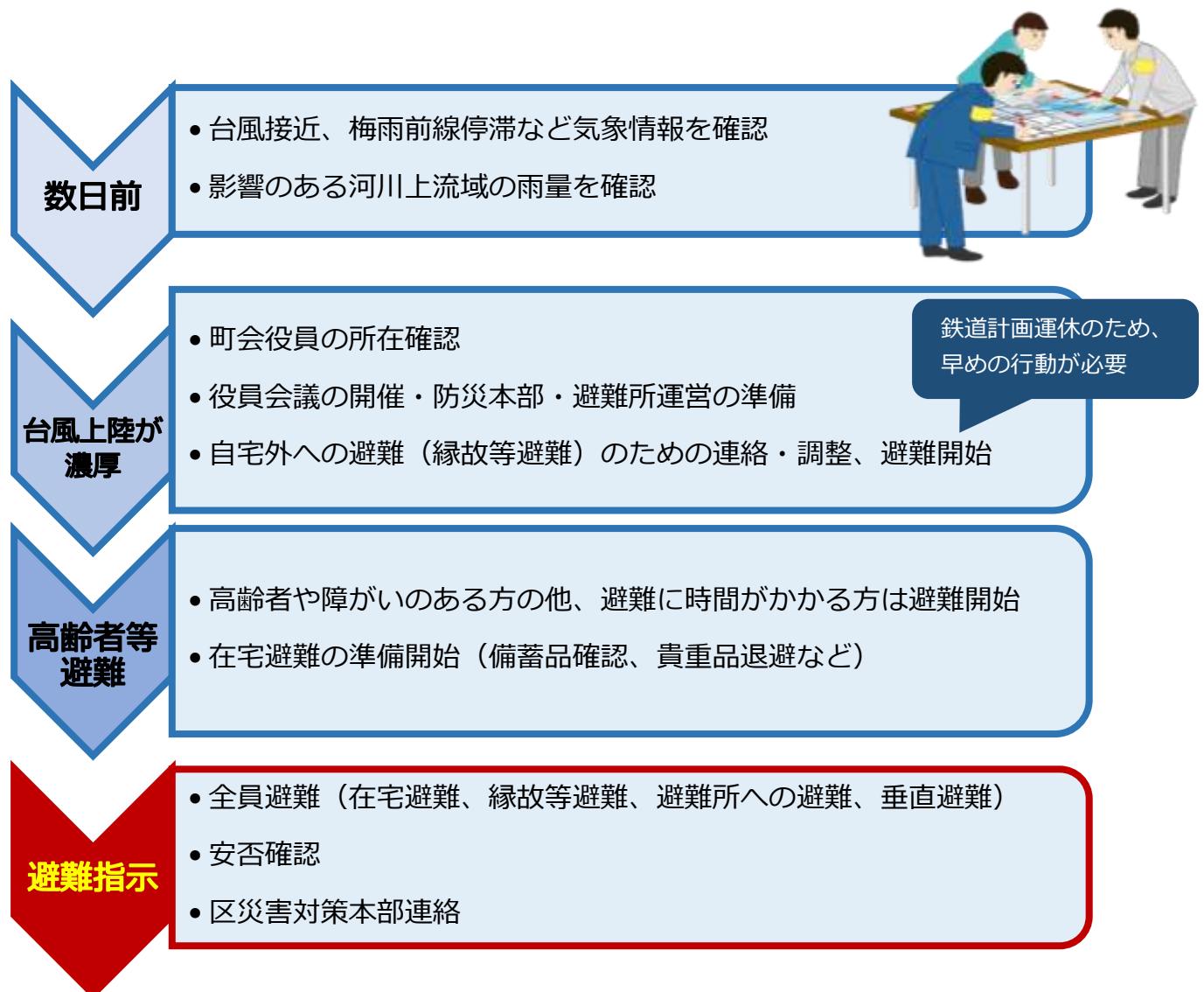
緊急度
高



(3) コミュニティタイムライン

コミュニティタイムラインとは、風水害の予報や河川水位情報等をもとに避難のタイミングや取るべき防災行動について地区コミュニティで話し合い、「いつ・誰が・何をするか」を定めた行動計画のことです。

「足立区洪水ハザードマップ」に掲載された情報等を参考に、荒川に氾濫のおそれが生じた場合、地域や住宅の特性などに基づき、「どのような備えや行動を」「どのタイミングでとるべきか」の計画を検討します。



町会等でのコミュニティタイムラインの例

備えまでの時間	気象庁などからの情報	区から情報	町会での備え (情報収集)	各家庭の備え (例)
3日～ 5日前	・台風予報 (進路・勢力等)	・注意の呼びかけ	・今後の台風の進路情報を調べる ・役員会開催の決定 ・避難準備の呼びかけ (備蓄品・貴重品・連絡手段など)	・今後の台風を調べ始める ・必要な常備薬を確保する ・家周りの安全を確保する ・備蓄品や非常持ち出し品を準備する
2日前	・大雨注意報 ・洪水注意報 ・台風の進路	・自主避難など注意の呼びかけ ・避難所開設準備 ・土のう貸出し	・避難準備の呼びかけ (縁故等避難、避難所避難の準備) ・避難の呼びかけ (早めの避難)	・携帯電話の予備電源の確保 ・避難方法や移動手段等の決定
1日前	・大雨警報 ・洪水警報 (荒) 洪水予報 (はん濫注意情報発表)	・要配慮者利用施設への洪水予報 (はん濫注意情報) 伝達 ・高齢者等避難を発令	・携帯メールで高齢者等避難情報の受信 ・身の安全確保 ・避難所運営に協力	・携帯電話の充電 ・携帯メールで高齢者等避難情報の受信 ・身の安全確保
半日前	・場合によって大雨特別警報 (荒) 洪水予報 (はん濫警戒情報発表) <避難判断水位>	・避難指示	・身の安全確保(垂直避難など) ・安否確認	・携帯メールで避難指示の受信 ・身の安全確保(垂直避難など) ・避難完了
5時間前	(荒) 洪水予報 (はん濫危険情報発表) <はん濫危険水位>		・安否確認	・身の安全確保(垂直避難など)
3時間前			・安否確認	・身の安全確保(垂直避難など)
0時間前	氾濫発生情報	緊急安全確保	・安否確認	・直ちに安全確保(垂直避難など)

(荒) は荒川下流河川事務所からの情報

5 西綾瀬町会における平時の備え

(1) 事前対策リスト

災害時の備えを事前にチェックできるよう、自助と共助に分けて事前対策をチェックリストにしました。

■自助のための事前対策リスト

<被害を抑えるために事前にしておくこと(家の中)>

家具の固定・配置など	<input type="checkbox"/> 家具が転倒しないように固定する
	<input type="checkbox"/> 寝室には家具を置かないか、寝床に向かって転倒しないようにする
	<input type="checkbox"/> 家具の扉が搖れで開かないようにする（耐震ラッチなど）
	<input type="checkbox"/> 家具のガラス扉などは飛散防止フィルムを貼る
	<input type="checkbox"/> 玄関などの出入り口までは物を置かずに避難できるようにする
	<input type="checkbox"/> ベランダの避難用の隔壁、避難ハッチ周りに物を置かない
共情有報	<input type="checkbox"/> フロの汲み置き（災害時、生活用水として利用）
	<input type="checkbox"/> 消火器の設置場所と使い方の熟知
	<input type="checkbox"/> 災害伝言用ダイヤルなど家族との連絡方法を確認

<備蓄>

するずも備の蓄	<input type="checkbox"/> 飲料水（1人1日3リットルを最低3日分、できれば7日分を推奨）	<input type="checkbox"/> 簡易トイレ（便袋）（1人1日5回分を最低3日分、できれば7日分を推奨）
	<input type="checkbox"/> 食糧（レトルト、缶詰、インスタント食品、栄養補助食品、チョコレート等の菓子、最低3日分、できれば7日分を推奨）	
役立つ救護のに	<input type="checkbox"/> 雨具	<input type="checkbox"/> ヘルメット、防災頭巾
	<input type="checkbox"/> 応急医薬品（絆創膏、消毒薬、傷薬、包帯、胃腸薬、鎮痛剤、解熱剤、目薬等）	<input type="checkbox"/> ホイッスル（閉じ込め時に音を発するため）
	<input type="checkbox"/> 懐中電灯、ランタン、マッチ、ライター	<input type="checkbox"/> 防災マップ
	<input type="checkbox"/> 工具類	<input type="checkbox"/> マスク
避難生活で役立つもの	<input type="checkbox"/> リュック（物資の持ち運び用）	<input type="checkbox"/> ドライシャンプー
	<input type="checkbox"/> ラジオ	<input type="checkbox"/> 除菌シート
	<input type="checkbox"/> 水用携行タンク（水の配給時に必要）	<input type="checkbox"/> 携帯用充電器（ソーラー又は手動）
	<input type="checkbox"/> ラップ（食器にかぶせて使用）	<input type="checkbox"/> ビニールシート（敷物、雨よけ）
	<input type="checkbox"/> 紙皿、紙コップ、割り箸	<input type="checkbox"/> 使い捨てカイロ
	<input type="checkbox"/> ガムテープ	<input type="checkbox"/> 電池
	<input type="checkbox"/> トイレットペーパー、ティッシュ	<input type="checkbox"/> 虫よけ用品
	<input type="checkbox"/> ガスカセットコンロ、ガスボンベ	<input type="checkbox"/> 新聞紙（防寒、燃料）

<避難など自宅を離れる時に持ち出した方がよい貴重品>

非常出用	<input type="checkbox"/> 現金、クレジットカード	<input type="checkbox"/> 預金通帳、キャッシュカード
	<input type="checkbox"/> 携帯電話	<input type="checkbox"/> 免許証、健康保険証、お薬手帳
	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード、年金手帳	

避難所では、支給できる物資には限りがあります。特に、乳幼児や障がい者、持病やアレルギーをお持ちの方、ペットを飼われている方など、それぞれに合った備蓄・準備が必要になります。

■共助のための事前対策リスト

地域の共通課題である「避難対策」に絞って、基本的な事項をチェックリストにしました。

避難対策に必要な項目	チェックリスト	備考
一時集合場所へ向かう 途中の初期消火	<input type="checkbox"/> 町会で消火器やバケツの備えはあるか <input type="checkbox"/> 備えた場所がわかるか	<ul style="list-style-type: none"> 出火したばかりの火災があったとき 隣近所で消火器での消火、バケツリレー
一時集合場所へ集合	<input type="checkbox"/> 一時集合場所とそこに集まるエリアを決めておく <input type="checkbox"/> 一時集合場所が使えない場合の代替場所はどこか	<ul style="list-style-type: none"> 一時集合場所ごとに班を形成するなど、身近な避難体制をつくっておく
集合人員の確認	<input type="checkbox"/> 一時集合場所ごとに集合者のリスト（可能な範囲で）等を作成しておく	<ul style="list-style-type: none"> 集合人員をリストで確認
避難場所と避難所	<input type="checkbox"/> 避難場所を確認しておく <input type="checkbox"/> 避難所を確認しておく	<ul style="list-style-type: none"> 火災延焼時には避難場所に避難 家が無事ならば在宅避難 家に被害がある場合は避難所へ
避難経路	<input type="checkbox"/> 避難場所と避難所に行く絶路を決めておく	<ul style="list-style-type: none"> 絶路は通れなくなった場合を考慮して複数設定
避難に向けた情報収集	<input type="checkbox"/> 避難経路や避難先を決めるために必要な情報の収集方法を決めておく <input type="checkbox"/> テレビ（ワンセグ）や携帯ラジオなどで災害情報が得られるか	<ul style="list-style-type: none"> 一目で町内の被害状況を把握できるマンションに登るなど
避難先と避難経路を選択して避難開始	<input type="checkbox"/> 避難先までの絶路を歩いて危険箇所をチェックしておく	<ul style="list-style-type: none"> 班長など、先導者が誘導
声をかけながら避難	<input type="checkbox"/> 声かけに便利なものを用意しておく <input type="checkbox"/> 担当者を決めて持ち出せるようにしておく	<ul style="list-style-type: none"> 拡声器、メガホン、要配慮者の名簿やマップなど
要配慮者への手助け・支援の要請	<input type="checkbox"/> 要配慮者の手助け方法や支援要請先を調べておく	<ul style="list-style-type: none"> 警察、消防団などへ連絡 民生・児童委員との連携
救出・救助の支援	<input type="checkbox"/> 防災倉庫等に、救出搬送資機材（バール、ジャッキ、のこぎり、担架、車いす、リヤカーなど）が調達できているか	<ul style="list-style-type: none"> 支援は可能な範囲で 区民レスキュー隊の結成についても検討していく
避難先で町会単位で安否の確認	<input type="checkbox"/> 避難先では、町会単位で集合し、安否確認することを決めておく	<ul style="list-style-type: none"> 避難先で班長が集まって町会全体の安否を確認 避難していない在宅避難者もできるだけ把握
行方不明者の救助・救援の要請	<input type="checkbox"/> 救助・救援の要請先を調べておく	<ul style="list-style-type: none"> 区、消防団、警察などへ連絡
応急対応一段落後※、町会の災害対策本部を設置	<input type="checkbox"/> 町会の災害対策本部の組織と役割分担を決めておく	<ul style="list-style-type: none"> 救命救助、緊急避難等の応急対応が優先
避難所の運営	<input type="checkbox"/> 避難所運営体制を決めておく	<ul style="list-style-type: none"> 町会を超える場合もあり
帰宅困難者への対応	<input type="checkbox"/> 帰宅困難者の一時滞在施設を把握しておく	<ul style="list-style-type: none"> 帰宅困難者には一時滞在施設の開設場所を伝える

※ 町会の災害対策本部の設置は応急対応一段落後を想定しましたが、災害の状況に応じて臨機応変に対処してください。

(2) 体制づくり

① 西綾瀬町会の災害対策本部の役割分担

役割分担を明確にし、訓練を通じて地域の防災力を向上

【今後の取組み】

- ・当初は、西綾瀬町会の実情（マンパワー等）に応じた最低限の編成とし、段階的に充実することも検討
- ・役割分担にあたっては、既に決まっている避難所運営の役割との整合性も考慮
- ・一定の震度以上で、災害対策本部メンバーは、一時集合場所に参集するなどルール化の検討

【災害時の役割分担のイメージ例：避難所運営の役割との関連性も考慮したケース】

最低限の体制	目指す体制	平常時の役割	災害時の役割	避難所運営の体制
本部長（会長）	本部長	・各班の統括		本部長・副本部長
副本部長（副会長）	副本部長	・本部長の補佐、代理		各部部長等
総務部	総務部	・防災資機材の備蓄、保守管理	・庶務全般 ・連絡調整 ・町内の秩序維持、防疫活動の協力	庶務部
情報部	情報部	・防災知識の普及、高揚	・災害防止広報実施 ・災害情報の収集 ・避難情報等の伝達	
防火部	消火部	・初期消火訓練 ・出火防止の徹底	・初期消火活動 ・出火防止、出火警戒	
	安全・点検部	・巡回点検 ・危険箇所調査	・巡回点検 ・危険箇所調査	
避難誘導部	避難誘導部	・避難場所、第一次避難所、避難経路の確認 ・避難訓練	・避難誘導活動	施設管理部
	要配慮者部	・要配慮者の把握	・要配慮者の安否確認、搬送の協力	
救護部	救出・救護部	・応急手当知識普及 ・応急救護訓練	・負傷者等の救出、救護活動	救護衛生部
給食部	給食部	・備蓄物資の調達・点検 ・個人備蓄積の啓発活動 ・炊き出し訓練	・救援物資の確保、搬送、配分 ・炊き出し、給食、給水活動	物資部

② 初動活動の体制

地震発生時には、西綾瀬町会として下記の活動を想定

【地震発生時の対応】※想定事項

区分	町会として想定される事項
活動拠点の設置	<ul style="list-style-type: none"> 一定の震度以上（具体的な震度は今後検討）の地震が発生した場合、町会役員は、家族及び自宅の安全を確認したのち一時集合場所等に参集 地区（班）を単位とした初動活動の体制を検討
被害状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> 役員は一時集合場所等に参集するまでの経路周辺の火災発生、道路閉塞、家屋倒壊等の被害状況を目視で確認し、参集後に各自報告 ラジオ、テレビ、消防署・区役所からの連絡等の正しい情報を集約し、町会員に情報を提供
安否確認	<ul style="list-style-type: none"> 一定の震度以上（具体的な震度は今後検討）の地震が発生した場合に、町会員が無事を知らせる仕組みづくりを検討
初期消火活動	<ul style="list-style-type: none"> 火災発生時には、消火器などの資機材を活用した消火活動を実施 初期消火の限界を超えた場合（建物火災では、天井に炎が回っていない状態が初期消火の限界）は、直ちに避難に切り替え
救出・救護活動 ※西綾瀬町会としてできることを今後検討	<ul style="list-style-type: none"> 住民等からの被害状況、安否情報に基づき、必要に応じて、地域の助け合いによる救出活動を展開 救出した負傷者を安全な場所に移動し、応急手当等を実施
避難誘導活動	<ul style="list-style-type: none"> 延焼火災の発生を確認した場合は、避難場所（都立江北高校一帯、荒川北岸・河川敷緑地一帯）への避難を開始 延焼火災の発生方向を考慮し、適切な避難路を選択 高齢者等の避難を支援 避難場所の集合場所は事前に選定
行政等関係機関との連絡・要請	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況や危険箇所などを消防署、警察署、区役所に連絡

【今後の取組み】

- 新たな一時集合場所や、近隣住民が一時的に集合できる場所の検討
- 役員以外の町会員が携われるような町会内の体制、役割分担、情報伝達の方法を検討
- 安否確認のための体系を整備することを検討
- 高齢者等の避難の支援、共助の方法について検討

③ 資機材・備蓄品等の備え

- ・計画的な資機材・備蓄品の整備・購入等を検討する（例えば、毎年度の区の補助金を活用して購入計画等を検討）
- ・町会内の消火器の配備状況を確認し、消火器が少ないエリアへの増設を検討する
- ・救出救助用資機材の配備について検討する

【現在の資機材の状況】

資器材など	配置場所
可搬消防ポンプ（D級） スタンドパイプ	五反野コミュニティセンター

④ 防災訓練

- ・年度当初に町会活動の年間スケジュールを作成する際に、防災訓練を計画し、町会員に周知
- ・現在、定期的に実施している訓練を継続するとともに、より実践的な内容とすることを検討
- ・近隣の事業所等との連携強化を図るため、合同での防災訓練を検討
- ・年中行事となっているイベントの企画・準備の会合を行う際は、防災について学ぶ機会や防災サポーターの募集活動などを組み込むことを検討
- ・消火など防災技術の向上を図るため、消防団と連携した訓練等の実施を検討
- ・消火器を使った定期的な訓練の実施を検討

【今までの活動】

訓練	内容
避難所運営訓練（弘道小学校）	避難所運営会議

⑤ 防災についての定期的な話し合い

町会の通常の集会等を利用して定期的に防災についての会議等を実施

【今後の取り組み】

- ・町会の年間スケジュールで、防災について話し合う機会を明記
- ・町会での話し合いを進める上では、防災に関する情報（行政の防災関連制度含む）も重要なことから、必要に応じ、区に出前講座等の職員派遣を依頼

（議題例：下記から意見交換しやすい内容を選択）

- ・地区防災計画における今後の取り組み内容について
- ・災害時の初動活動を地区単位で行う仕組みについて
- ・新たな防災訓練の企画について
- ・消防団と区民消火隊の連携について など

※ 樣式・資料編

資料 1 様式集

参考様式 1 緊急時連絡先一覧表

区分	連絡先	連絡先担当部署	TEL
緊急連絡先	区役所		
	消防署		
	警察署		
	電気		
	ガス		
	上水道		
	下水道		
	電話局		
避難関係	第一次避難所 (弘道小学校)		
	第一次避難所 (足立小学校)		
	第一次避難所 (江北高校)		
	病院		

参考様式2 備蓄品リスト

(参考に、1人当たり3日分の必要量を記載)

区分	品名	規格	数量	保管場所	点検日
食糧	レトルト、缶詰、インスタント食品、栄養補助食品、菓子等		9食分		
水	水		9リットル		
日用品	簡易トイレ(トイレットペーパー等)		15回分		
消火用具					
救出救助用資機材					
その他					

参考様式 3 町会年間スケジュール

- ・年間スケジュールは任意様式とする。
- ・従来、町会で運用してきた年間スケジュールに、防災関係の予定（防災訓練等）を盛り込むものとする。

年間スケジュール（ 年度）（例）

年	月	町会スケジュール	防災関係スケジュール
年	4月		
	5月		
	6月		
	7月		
	8月		
	9月		
	10月		
	11月		
	12月		
	1月		
	2月		
	3月		

参考様式 4 防災区民組織名簿

防災区民組織役員名簿

役 職	氏 名	住 所	電 話
本部長（会長）			
副本部長 (副会長)			
総務部	部長		
	副部長		
情報部	部長		
	副部長		
防火部	部長		
	副部長		
救護部	部長		
	副部長		
避 難	部長		
誘導部	副部長		
給食部	部長		
	副部長		

資料2 スマートフォン用防災アプリ「足立区防災アプリ」

「足立区防災アプリ」は、防災関係の機能を一つにまとめたスマートフォン対応アプリです。令和4年4月にリニューアルしました。



【足立区防災アプリの機能】

- ① 避難所の開設・混雑状況をマップ付き、リアルタイムで知ることができます。
- ② 非常時の情報をプッシュ通知でお知らせします。
- ③ GPS機能により、地図で現在位置、避難所の位置などを確認できます。
- ④ 各種ハザードマップや防災マップを搭載しています。

ダウンロードはこちらから⇒

iPhone 端末



Android 端末



同内容の PC サイト（足立区災害ポータルサイト） <https://bosai.city.adachi.tokyo.jp/>

資料3 Aメール（足立区メール配信サービス）

区政情報や子どもの安心情報など、足立区についての様々な情報を、あらかじめ登録された携帯電話やパソコンのメールアドレス宛にお送りします。

足立区ホームページや下記のメールアドレスに空メール（本文に何も書かずに送るメール）を送信し、送られてきたメールに表示された URL にアクセスし、登録することができます。

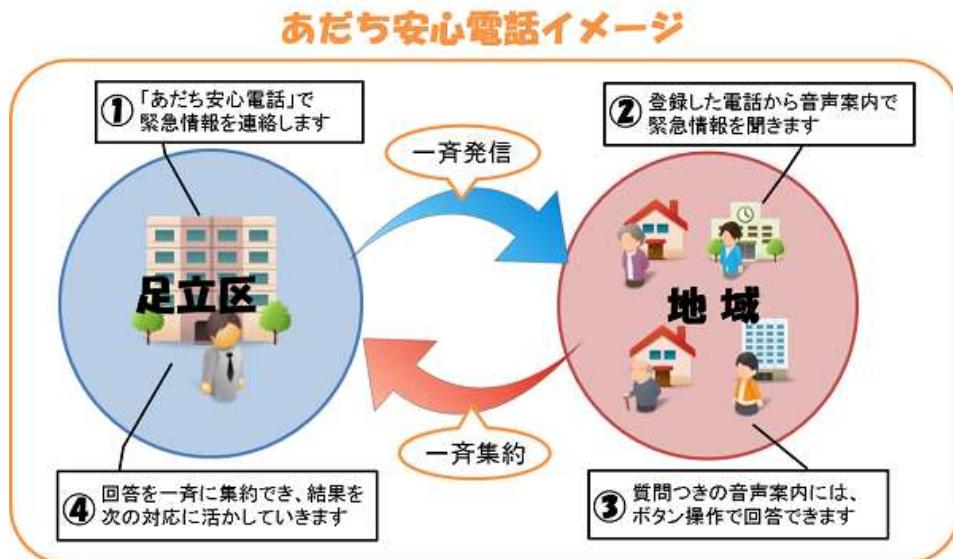
t-adachi@sg-p.jp



- ・「災害情報・気象警報」「大雨・洪水注意報」「雷注意報」で配信される警報・注意報や、「地震情報」「河川の増水氾濫情報」は、気象庁の発表と連動させ、自動的に配信をしています。

資料4 あだち安心電話

河川の水位状況や避難所開設情報等を確実にお届けするため、電話を活用した情報伝達システム「あだち安心電話」を導入し、希望するすべての区民の方（事業者を含む）の登録を隨時受け付けています。いざという時の準備として、ぜひご登録ください。



下記の方法で申込むことができます。

①ホームページ「登録申込みフォーム」でご登録



②報道広報課（足立区役所本庁舎南館9階）または、各区民事務所（中央本町区民事務所を除く）に直接「登録申込書」をご提出ください。

③「登録申込書」を報道広報課にご郵送ください。

【申込書郵送先】

足立区報道広報課 デジタル情報・広告係

〒120-8510 足立区中央本町 1-17-1

TEL : 03-3880-5514

資料 5 防災無線のテレホン案内

足立区では、災害時等に速やかに情報を伝達する手段として、防災行政無線屋外拡声装置（スピーカー）を設置しています。「放送が聞き取れなかった」「もう一度聞きたい」とときに、放送内容を電話で確認することができるサービスが、「防災無線テレホン案内」です。

ご利用方法

(1)下記の電話番号にお電話ください。

足立区防災無線テレホン案内：0120-966-944

(2)24時間以内に放送された最新の放送が繰り返し流れます。

(3)通話料は無料となります。

※ 防災無線の放送内容は、下記ホームページからも確認できます。

<https://www.city.adachi.tokyo.jp/cgi-bin/bousai/list.cgi>



資料 6 足立区 LINE 公式アカウント

足立区では、令和2年9月14日に「足立区LINE公式アカウント」を開設しました。

「足立区LINE公式アカウント」では、災害に関する情報（避難指示や避難所開設情報等）や緊急情報などのお知らせをリアルタイムに発信します。情報を受け取るには、SNSアプリ「LINE（ライン）」での友だち登録（利用者登録）が必要です。いざという時に備えて、ぜひご登録ください。

ご利用方法

(1)ご利用には「LINE（ライン）」での「友だち登録」が必要です。詳しくは下記ホームページをご覧ください。

<https://www.city.adachi.tokyo.jp/hodo/line/index.html>



(2)主な配信情報

- ・台風や地震などの災害に関する情報（避難指示や避難所開設情報等）
 - ・緊急でお知らせしたい重要な情報
 - ・「あだち広報」発行情報（月2回）
- 等々

順次、便利にお使いいただける新たなサービスを検討していきます。

(3)災害情報など緊急でお知らせしたい重要な情報は、LINE、Aメールどちらにも配信します。



資料7 東京備蓄ナビ

東京都では、いつ起こるか分からない災害に備えて、家庭での「日常備蓄」を呼びかけています。

「東京備蓄ナビ」は、家族構成などの簡単な質問に答えるだけで、各家庭に応じた、必要な備蓄品目・数量をお知らせし、ショッピングサイトや実店舗での購入をスムーズにするウェブサイトです。

「災害に備えた備蓄」と聞いてもピンとこない方や、興味はあるけど何をどのくらい備蓄すればよいのかわからない方向けに、備蓄のイロハや備えておくと良い品目などをご紹介しています。

下記のホームページにアクセスしてご利用ください。

<https://www.bichiku.metro.tokyo.lg.jp/>



主なウェブサイトの内容

(1) 簡単な質問に答えるだけで必要な備蓄品目・数量リストを表示

家族構成（性別・年代）や住まいの種類などの質問に回答するだけで、必要な備蓄品目・数量の目安 7 日分がリスト化されて表示され、LINE などでリストの共有も可能です。

(2) ショッピングサイトとリンクし備蓄品を直接購入可能

備蓄品目・数量リストに応じた備蓄品（商品）を、「東京備蓄ナビ」と連携するショッピングサイトにおいて直接購入できます。

(3) 防災や備蓄に役立つコンテンツ記事を配信

自分の地域のハザードマップを確認できるほか、初めて備蓄に取り組む方などに、基本的な考え方やポイント等を分かりやすく解説しています。

<お知らせ>

令和7年7月15日からは、足立区全域を対象に木造住宅の感震ブレーカー設置助成が始まります。

要件などの詳細は、下記ホームページからご確認ください。

<https://www.city.adachi.tokyo.jp/k-bousai/machi/taishinka/kansinbreaker.html>



Memo